

日・米・EUにおける届出制度の概要について

	日本		米国	EU
	株式取得	合併等		
届出義務者	株式所有会社	当事会社	当事会社等	株式取得：株式取得者 合併等：当事会社
届出時期	事後	事前	事前	事前
届出基準	株式所有会社：単体総資産と総資産合計額（国内の親会社及び子会社を合算）を基に判断 株式発行会社：単体総資産を基に判断	総資産合計額（国内の親会社及び子会社を合算）を基に判断	取得金額及び売上高又は総資産額（グループ内の会社を合算）を基に判断	売上高（グループ内の会社を合算）を基に判断
外国会社の取扱い	株式発行会社：国内営業所の売上高及び国内の直接の子会社の営業所の売上高を基に判断	国内営業所の売上高及び国内の直接の子会社の営業所の売上高を基に判断	米国への影響が小さい類型については、届出対象外	同上